

# ホップ♪ ステップ♪ のとがわ

一般社団法人 能登川地区まちづくり協議会



## (一社)能登川地区まちづくり協議会が「やわらぎの郷公園」の指定管理運営を開始

平成26年4月1日から、(一社)能登川地区まちづくり協議会がやわらぎの郷公園の指定管理者として管理運営をしています。

これを記念し、やわらぎの郷公園で、まち協会長杯 ゲートボール大会とグラウンドゴルフ大会を開催しました。

### ■ゲートボール大会

4月14日(月) 参加者約100名

後援：能登川地区ゲートボール連盟

### ■グラウンドゴルフ大会

4月25日(金) 参加者約280名

後援：能登川グラウンドゴルフ協会

お天気もよく、多くのみなさまにご参加いただき、盛大に開催することができました。

## 今年もみんなと一緒に お花見弁当!!

新1年生を迎えて大所帯になってきました。

■能登川西こどもの家「スマイル」



能登川西小学校運動場

NO. 43

発行日：平成 26 年 6 月 1 日

発行：一般社団法人 能登川地区まちづくり協議会 広報事業部

〒521-1223 東近江市猪子町1番地1 能登川コミュニティセンター内

IP 電話 0505-802-2793 (平日午前中) FAX：0505-802-2793

E-mail：notomatikyo@e-omi.ne.jp

<http://members.e-omi.ne.jp/notomatikyo/>

# 能登川病院の最新ニュース

■能登川病院をよくする会

能登川病院は設備面の充実が計画のとおり仕上がりが、4月1日から使用開始しています。

- ①病棟各室は4人用とし、室内に洗面コーナーを設け入院患者の利便性向上が図られました。
- ②このため18床減り、トータル102床で入院治療にあたる方針で臨まれます。
- ③1階の地域医療支援コーナーを、中庭に地域医療連携室として新設され、運用が充実されます。
- ④健診室の場所を変えて、受診者の行動がしやすくなりました。

設備面が充実し、使用の開始と同時に、地域医療の大切さを思われる素晴らしいお二人を常勤医師にお迎えして、医療体制の充実に一歩前進です。

## ◆辻井 久 医師

副院長兼小児科医長として着任され、外来診療の充実と医療全般の監理を務められます。

## ◆林 修平 医師

内科医長として着任され、外来診療の充実と内視鏡術の向上に務められます。



ゆったりした4人部屋



地域医療連携室



新しくなった健診室

## 辻井 久 医師の自己紹介



今春ご縁をいただき、約30年ぶりに着任いたしました 辻井 久 と申します。

京都府立医大病院・亀岡市所在の「花の木学園（重症心身障害児者施設）」・京都第一赤十字病院・京都山城総合医療センターの勤務を経てまいりました。

新生児・未熟児という周産期医療、アレルギー領域、「子どもさん」の心の問題など、総合診療を担わせてもらいます。

揺りかごから墓場までの予防医学が医療人としてのモットーです。子どもは未来の大人に育つ宝です。時は流れ、風景は変われども、ご当地の人心は変わらず温かな土地柄だと思っています。時間をつくり、じっくりと郷土を眺めたいと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 林 修平 医師の自己紹介



能登川病院でお世話になっております 林 修平 と申します。

医師になって10年で、慢性期医療を中心に、上部内視鏡検査にも携わってきました。

今回、消化器内科の更なる研鑽と、地域医療に貢献したく思い、ご縁があってこの病院に着任し、やってまいりました。まだまだ至らないところもありますが、微力ながらも、地域全体の医療に役立つように精一杯努めようと考えていますので、よろしくお願いいたします。

## 歴史点描 ⑳

市史編纂室だより

### 近世能登川における舟の利用

かつて能登川地区の西部には内湖が広がっており、湖岸に面した集落では多くの舟を所有していました。

舟の用途というと、漁業や人や物資の輸送手段を想像される人も多いと思います。

元禄9年(1696)の幕府の「運上帳」によると、伊庭村が保有する舟は369艘で、このうちの362艘は、主に農作業に利用される田<sup>でんち</sup>地養船<sup>やしなうぶね</sup>でした。

山路村には、慶応4年(1868)におこなわれた艘数改めの写しが残されています。これによると、山路村は77艘の舟を保有していました。このうち田<sup>でんち</sup>地養船<sup>やしなうぶね</sup>76艘につい

て、用途を「田地へ通ひ候迄」と述べており、田地（耕作地）への通行としています。また、「漁小渡し等不仕」「商い物積不申」ともあり、漁業や商品流通に利用する舟ではないことも記されています。

こうした史料から、近世の能登川においては、舟は主に農作業や水路の通行に利用されていたことがわかります。

(出典：『東近江市史 能登川の歴史』第2巻中世・近世編)



## 夏休み 学生アルバイト募集

(夏休み期間 7/22(火)～ 8/26(火))

能登川地区内(東・西・南)の学童保育所で子どもたちと一緒に遊んでくれるお兄さん、お姉さんを募集しています。(高校生不可)

詳しくは、各学童保育所まで。

■能登川東こどもの家 1P 0505-802-2506

■能登川西こどもの家 1P 0505-802-2507

■能登川南こどもの家 TEL 0748-42-9833



## お知らせ

### 能登川支所改修工事 能登川コミセンホール新築工事

能登川支所の改修工事と能登川コミセンホール新築工事が、平成26年度に予定されています。工事完了は平成26年度末の予定です。

能登川コミュニティセンターは、ホールの新築工事完了後、能登川支所に移転します。



能登川支所・コミュニティセンター完成予定図



## 『東近江市協働のまちづくり条例』について

みなさまは東近江市協働のまちづくり条例が、平成26年4月1日から施行されたことをご承知でしょうか？

東近江市は誕生して9年、蒲生町と能登川町が編入して8年が経過し、東近江市の「一体的な普遍性のある活動」と「地域の特性に応じたまちづくり」の2本立てで市の発展、活性を目標にかかげておられます。東近江市が誕生して10年間は合併に伴うさまざまな施策を実行するための支援が国から示されました。例えば財政などへの国庫からの交付金の増額など、地域活性化や行政改革への積極的施策が実行されてきました。

これらの、合併に伴う優遇策が今後は減らされ、独自の市政運営がせまられることとなります。東近江市や東近江市議会は当然のことながらこのような優遇策の変化を先取りして東近江市の運営、市民のくらしづくりに取り組んで来られました。

まちづくり協議会の創設もその一環で、コミュニティセンター、公民館の管轄範囲をひとつの地域として東近江市では14のまちづくり協議会が設立されました。自治会をはじめ老人クラブなど歴史も実績もある諸団体の集合化を目指

されたようですが、初めての試みであり、さまざまな地域ごとの特性もあつて試行錯誤のなかでの船出となりました。その後の発展はまさに地域ごとに特性を生かし、各団体との連携や特に自治会・自治連合会の協調・協力の下で今日に至っているのではないのでしょうか。

協働のまちづくり条例は全部で21条あり、目的はもちろん、協働の定義を初め、東近江市、市民の果たすべき役割、中間支援組織、自治会についても記述されていますが、ここではまちづくり協議会に限っての記述に止めます。

その地域づくりの核となる集合体組織をまちづくり協議会として改めて位置づけ、東近江市が条例に基き改めて認定しようというのが協働のまちづくり条例の18条に規定しています。まず、まちづくり協議会の定義として第18条第1項で「まちづくり協議会とは、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、多様な主体が参加して主体的に設置する地域自治組織をいう」と規定しています。多様な主体とは捉えどころが無い表現ですが、「地域を包括した地域自治組織」とその解説書では定義づけています。

また、まちづくり協議会の認定要件として条例では第18条2項で6条件挙げられており(1)地区のまちづくりに包括的に取り組んでいること。(2)地区のすべての市民を対象としていること。

(3)民主的な運営を行うため、規約を定めていること。(4)地区のまちづくりの基本方針等を定めた「地区まちづくり計画」を策定していること。(5)運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。(6)運営の透明性が確保されていること。が挙げられております。

まちづくり活動を各地のコミュニティセンターを拠点として展開し、自治会はもちろん、各種の市民団体、行政の地域における組織を横断的に連携を強め、地域運営の要となる組織化を自治会連合会とまちづくり協議会が担います。たとえばその地区における固有の課題や行政への要望などの意思統一や意見の集約を行うことも求められております。今後は能登川地区にお住まいの市民、お勤めや通学の人、すべての人を対象とした活動、運営を行ってまいります。より深いご理解と積極的なまちづくり協議会への参画を期待しております。

一般社団法人 能登川地区まちづくり協議会 会長 藤 居 正 博

